

○18番（宇野隆子議員） 失礼します。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

7月のオリンピック・パラリンピック開催は、全世界から数万人規模の選手・関係者が来日し、感染爆発の大きなリスクがあるとともに、五輪への医師・看護師の派遣、特別な病床の確保など、逼迫している医療体制をさらに危機に追いやるなど、コロナ封じ込めと命を守る医療への多大な負荷となります。コロナ対策とオリンピック開催が両立できないことは今や明瞭です。国民の命を最優先する立場から、オリンピック・パラリンピックは中止をして、あらゆる力をコロナ収束に集中するべきです。開催国の政府として、首相は責任を持って中止を決断することを強く求めます。

まず、最初に市長の政治姿勢について伺います。

常陸太田市の新市長として就任後、最初の定例会となります。これまで県職員、副市長と豊かな経験を積み上げてこられた市長に大変恐縮ではありますが、改めて政治姿勢についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

（１）行政運営について伺います。

憲法の第8章で地方自治を保障している「日本国憲法」を守り、市民の命と暮らしを守ることが行政の基本理念です。そして、「地方自治法」等により、国、中央政府に対する地方公共団体の自立性、独立性は明文化されております。しかし、現実の政治を見ると、今の沖縄に見られるような国の政策の強権的で一方的な押しつけや、国民健康保険制度に見られるように、地方自治体が独自に住民負担軽減のために上乗せ制度を実施するとペナルティーを科してくるというのも、本来の地方自治の趣旨から外れていると思います。

さらに、社会保障施策の後退で所得再配分機能が低下し、人々の間には格差と貧困が広がっております。「地方自治法」第1条の2で、自治体の役割は住民の福祉の増進を図ること、これが基本だと明記されております。国や県の政策の問題点を指摘し、改善を求め、目の前の住民のために何をなすべきか自立的に考え、施策を貫けるかが問われていると思います。

そこで市長に伺います。

1、「地方自治法」第1条の2に掲げる地方公共団体の役割について、どのような理念を持って市政運営に当たられるのか、お伺いいたします。

（２）平和行政について伺います。

憲法前文で、政府の行為によって再び戦争の惨禍が行われないようにすることを決意し、第9条では、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をうたっていることから、平和憲法とも言われております。6月11日、改憲手続のための「改正国民投票法」が、多くの国民の反対を無視して、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しております。菅首相は、投票法改定を契機に、改憲議論を推進することへの意力を示し、自衛隊の明記とともに、新型コロナへの対応と絡めて、緊急事態条項を憲法にどう位置づけるかは極めて大切な課題だと、このように主張しております。コロナ禍に便乗し、改憲を推し進めるなど言語道断です。私は、子どもたちに二度と戦争のない安心して暮らし続けられる平和な日本を手渡したいと心から思っています。

そこで①、憲法第9条改正の動きについて、市長のお考えを伺います。

2021年1月22日、史上初めて核兵器禁止条約が発効しました。すごいことです。広島、長崎への原爆投下から75年続けてきた被爆者の活動など、様々な活動が結実したものです。これにより、核兵器は違法だと規定され、核兵器で脅迫することも禁止されました。禁止項目を行うことを助けたり加担したりすることも禁止され、核抑止力の行使に加担する核の傘も禁止されます。核兵器禁止条約への日本の参加は、2020年8月の日本の世論調査会の調査で72%の方が参加すべきであると、このように答えております。日本政府は、核兵器禁止条約の署名批准を求める意見書の決議を行った自治体、これは全国で519自治体に及び、茨城では石岡市、土浦市、取手市、常陸大宮市など9議会で決議がされております。

そこで2点目に、核兵器禁止条約に関しての市長のお考えを伺います。

本市においては、平和首長会議には2010年3月に加盟しており、核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同、署名などに参画しております。終戦被爆70周年の8月には、市役所ロビーにおいて被爆写真パネル展を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さをアピールいたしています。毎年の広島、長崎の原水爆禁止世界大会に向けた、原水爆禁止国民平和大行進においては、市長、教育長、議長が、平和への願いが籠もったメッセージとペナントを世界大会へ託されております。また、被爆者国際署名にもいち早く署名され、私は、このような本市の一つ一つの取組に敬意を表したいと思います。

平和首長会議は、様々な行動提起を行い、取組が進められております。広島、長崎への平和大使派遣などはその1つです。

そこで③、平和首長会議の加盟と平和事業の拡充について伺います。

(3) 役職の就き方について伺います。

地方公共団体の長は、本人の意思に関係なく、自動的に、通例、多くの充て職や外郭団体の役職を抱えることになっており、名誉職に近いものもありますが、本来の職務以外の役職の行事のため時間を割かれ、本来の仕事への弊害も各地で指摘されているところ です。

そこで、外郭団体などへの役職の就き方についての市長のお考えを伺います。

2番目に、東海第二原発再稼働問題について伺います。

3月18日、日本原子力発電の東海第二原発の運転差止めを命じる判決が水戸地裁で出されました。30キロ圏内には約94万人が居住している住民の安全を置き去りにした早期再稼働に司法が待ったをかけたことは画期的です。

判決が重視したのは、住民を守る最後の手段である避難計画についてです。原子力災害は、2011年の東京電力福島第一原発事故のように、地震や津波などの自然災害に伴う発生が想定されなければならない、人口密集地帯の避難は容易でないと述べ、実効的な避難計画の策定が担保できるということに疑問を示しました。また、判決では、避難人口27万人を抱える水戸市などで計画がない上、策定済みの本市を含む5自治体の計画でも、大規模地震時の住宅損壊や道路寸断が想定されておらず、複数の避難経路も設定されていないことなどを問題視しております。避難が極めて困難である現実を具体的に検証して、安全性に欠けると明確に認定し、原発の運転は人

格権侵害の危険があると結論づけた水戸地裁の判決は、住民の願いに沿ったものです。

判決は、原発事故対策で1つでも失敗すれば事故が進展拡大し、多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねず、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的には異なる特性があると指摘もされました。また、原発事故の要因となる自然災害の予測は、確実に行えず、原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性、絶対的安全性といいますが、これを確保することは、現在の科学技術水準をもってしても達成することは困難だと警告しております。

そこで、3点伺います。

1、水戸地裁の運転差止め判決をどのように受け止めておられるのか。

2点目、再稼働に係る市民の意見集約について。

3点目、福島原発事故の教訓、老朽化など、東海第二原発が抱える安全性に欠ける問題点、実効性のある広域避難計画は不可能であることなどを受け止め、市民の生命、財産を守るため、運転延長、再稼働に市長が反対することについて伺います。

次に、(2)広域避難計画について伺います。

市民団体である脱原発・東海第二原発の再稼働を考える会の公開質問に対する回答の中で、避難計画については、このように答えられております。コロナ対策を考慮し、適切な修正を加えていく。本年度は、避難訓練の運営を外部に委託し、検証と課題の抽出を行い、より実効性のある避難計画を策定していくと回答されているわけですが、そこで伺います。

原発事故が起こることを想定した広域避難計画において、94万人の住民が安全に避難することは不可能であると、これは先ほども申しあげました水戸地裁の判決でも、安全に避難することに対しては程遠いという判決です。実効性のある避難計画とはどのような計画なのか、伺いたいと思います。

3番目に、学校給食費の無償化について伺います。

子どもたちにとって、学校給食は苦手な食材にどうチャレンジしていくか、同じ味をみんなでたくさん食べた達成感など、楽しく特別な時間であり、大事な学びの時間でもあります。学校給食については、「学校給食法」で健康の保持増進や望ましい食習慣、学校生活を豊かにし、社交性や協働の精神を養うことをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人たちの様々な活動に支えられていることについての理解を深めることなど、目標が示されています。これらの目標は、教育の目的を実現するために達成されるよう努めなければならないとされ、学校給食が教育の一環として明確に位置づけられています。

そして今、子どもの貧困問題に見られるように、子育て世代の所得格差と教育にかかる費用の増大が、子どもの食生活にも大きな影響を与えています。学校給食は、子どもたちが栄養のバランスがよい食事ができる大切なものです。本市では、全国でも早い時期に学校給食費の2分の1の補助を実施しております。2016年から6年目に入っておりまして、給食費の負担軽減は、保護者から大変喜ばれております。

今回、私は、学校給食費の完全無償化を求めたいと思います。本市は、給食費が小学校で月4,

100円、中学校では月4,400円ですが、2分の1助成で、例えば、小学校1人、中学校1人の子ども2人を持つ家庭では、年額5万1,000円の負担となります。文科省の調査では、保護者が負担する義務教育費の4割を給食費が占め、重い負担となっている、こうした声もあります。北茨城市では、この4月から中学生の学校給食費の完全無償化に踏み切りました。聞くとおっしゃるとおり、子育て世代から大変喜ばれているということです。

この間、本市は、私のこれまでの学校給食の無償化を求める質問で、このように答弁をされてきました。「学校給食法」第11条では、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするということを受けて、無償化はしないと答弁されてきたわけです。しかし、それは、保護者の負担とするとありますが、負担させなければならないというものではありません。国会衆議院で、学校給食費の徴収に関しての質問に、文部科学省としては一部の地方公共団体において、学校給食を無償としていることは承知しており、このような取組は、児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るために行われているものと認識しているが、学校給食を無償とするか否かについては、各学校の設置者が判断すべきものと答弁がありました。

そこで2点伺います。

1点目は、市長の学校給食に対する思いと評価、望む方向についてです。

そして2点目に、学校給食を無償化することについて伺います。

4番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

感染拡大の第四波が東京、大阪だけでなく全国に広がり、本市においても5月13日から6月2日までの期間、新型コロナウイルス感染拡大が顕著な感染拡大市町村に追加されました。感染力が強く、重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療危機とその下で入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっております。

ワクチン接種が始まりましたが、ワクチンは感染収束への有力な手段であり、接種は重要ですが、ワクチン接種が始まっても社会全体での効果が確認されるには、かなりの時間がかかるというのが専門家の一致した指摘です。ですから、ワクチン頼みになって、感染対策の基本的取組がおろそかになったら、大きな失敗に陥ることになります。ワクチン接種とPCR検査の両輪の感染対策が重要です。

そこで、(1)PCR検査について伺います。

ノーベル生理学・医学賞受賞の東京工業大名誉教授の大隅良典さんは、検査によって無症状の感染者を早く見つけ出さなければ感染の拡大は止められないとし、リスクの高い高齢者施設や医療機関では、毎週検査するなどの取組が大事だとしております。

本市では、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、重症化予防と不安軽減を図るとともに、感染拡大防止と早期収束を目指すためにということで、5月31日から6月18日の期間、全15日間、全市民を対象に自己負担2,000円で受けられるPCR検査を始めたこと、これについては評価いたします。無症状感染者をしっかりと保護するためにも、この社会的検査であるPCR検査、これは積極的に進めていく必要があると思います。

そこで①、これまでも私はもう再三求めてまいりましたPCR検査ですけれども、市独自で医療機関、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査、いわゆる行政検査ですけれども、これを進めてほしいと思いますけれども、ご所見を伺います。

(2) ワクチン接種について伺います。

ワクチン接種については、6月1日の全員協議会でも私、申し上げましたが、予約の電話が通じない、LINEでも予約が取れない、それからインターネットは、私は年を取っていてできないんだという声、また、なかなか電話予約がつかないの、市役所に行って職員に聞いたところ、誰も接種できるから大丈夫だと言うだけで詳しい説明がないとか、インターネットのできる親戚、そして孫に頼んでやっと予約ができた。こういう声は、私、全員協議会で私の市民からの聞き取りでお話をいたしました。議会でも、ぜひ私たちの怒り、こうしたことを一体どのような計画の下に行われたのかということで、ぜひ言ってほしいと、こういうことがありましたので、同じことをここでまた述べさせていただきましたけれども、その対応策として、コールセンターの回線を増やしたり、また、6月7日から電話とインターネットの予約の割合を5割にするなどの改善が図られました。これは大変いいことですが、私は、やはり5月12日、初回の電話予約、このときに午前中にもういっぱいになってしまったと、やっぱりこの時点から市民の不安、そして怒りが大きく広がったわけです。

こういった現状をしっかりと分析をして、早めの対応が必要ではなかったかと。これからも基礎疾患の方、また、若い世代の方々に接種が行われていくわけですが、また、若い世代の方は、65歳以上の高齢者とは違って先ほども出ましたけれども、インターネット、スマホの予約が増えるのではないかと思います。現状をよく見極めて、適切な対応をして、市民サービスを図ってほしいと、このことをお願いしたいと思います。

そして①として、ワクチン接種の状況、そして予約方法と今後のスケジュール、併せて周知について伺います。

次に、(3) 市民の暮らし、営業を守ることにについて伺います。

茨城県独自の緊急事態宣言が1月18日から2月22日まで県内全域に発令され、県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対しての県が協力金を支給、飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者や外出自粛要請による影響を受けた事業者に対して、県が一時金を支給、本市においては、これまで国・県の支援の対象とならない事業者への支援金や、全国でも数少ない家賃支援策を実現してまいりました。

さらに本市は、5月13日から6月2日まで、感染拡大市町村に指定され、全ての飲食店を対象に、酒類の提供は午後7時まで、午後8時以降は午前5時までの営業自粛が要請されました。そういうことで、この間、国、県、市独自のいろいろな制度ができていますので、大変分かりづらいという側面もあります。

そこで私、2点伺いますけれども、1点目は、営業時間短縮要請に係る協力金の対象事業者への周知について伺います。

そして２点目に、飲食店に付随する事業者への市独自の支援策について、今議会の補正予算で、事業者に一律１０万円の一時的支給ということで１２０件の予算措置、１、２００万円がされております。商店事業者への支援策については、その対象となり得る業種、事業者をはっきりと分かるようにしてほしいと、事業者が分かるようにしてほしいと、こういうような声もありますので、伺いますけれども、市独自の支援策について伺いをいたします。

５番目に、生理の貧困解消について伺います。

コロナ禍から社会の様々な問題が浮き彫りになってきた中で、経済的な理由で生理用品を買えない、生理の貧困が浮き彫りになってきました。子どもたちが親から生理用品を買ってもらえないケースや父子家庭で父親に言えないケース、また、ヤングケアラーとして経済的に苦しい中で生理用品を使うのを控えたケースなどがあり、自治体で、学校のトイレに生理用品を置くなどの取組が始まっております。

４月２０日、茨城県内の超党派の女性地方議員で結成されたいばらき女性議員ネットワークが、県内全ての学校のトイレに生理用品を配置することを求める緊急要望を大井川知事と小泉県教育長に行いました。私も賛同署名をいたしました。小泉教育長は、県立学校をはじめ、複数の小中学校のトイレに試験的に設置する意向を表明し、また、小野寺副知事は、問題を解決できるように検討したいと、このように応じました。

翌日のこの新聞記事をお読みになって、本市の教育委員会が小中学校の状況を点検したところ、どこの学校も保健室に生理用品が置いてあり、児童生徒が来れば渡していると伺いました。しかし、保健室に行って生理用品を下さいと言うのは大きなハードルです。どの子も安心して学校に通えるように、女子トイレに生理用品を備えることが必要です。

国も、生理の貧困が問題になっていることを受けて、交付金の使途として生理用品の無料配布を加えています。また、政府は４月６日に決定した子供・若者育成支援推進大綱に、学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応がなされるよう、教育委員会等に対し促すことを新たに加えました。学校トイレに生理用品を配備することは、生理は生命を育む重要な機能だと男女とも学ぶことで、お互いを大事にし合える関係も生まれます。

そこで、学校トイレに生理用品を設置することについて伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 まず初めに、政治姿勢についての中で、市政運営についてお答えいたします。

一昨日の所信表明でも述べさせていただきましたように、市政の最大の目的は、市民の命と健康を守り、市民が笑顔で安心して暮らせる生活の実現であると考えております。そのためには、「地方自治法」第１条の２の遵守はもちろんのこと、地方分権や権限移譲の観点からも、市が住民の利便性の向上や課題解決のために、市独自の取組や主体的な行政の展開を図り、効果的、効率的な行政運営を進めていくことが肝要であると考えております。国や県への意見や要望等につきましても、これまでの経験、知見、人脈などを活用し、市長会等関係機関等の連携を図りなが

ら行ってまいります。

続きまして、平和行政についての3点のご質問についてお答えいたします。

1点目の憲法第9条の改正につきましては、国民全体の活発な議論によって進められるべきものであり、首長の立場で答弁いたしますと、市民の議論に影響を与える可能性がありますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

2点目の核兵器禁止条約に関しましても、条約の締結は国の専権事項でありますので、一自治体の首長の立場で答弁することは控えさせていただきます。

3点目の平和首長会議への加盟についてでございますが、平和首長会議は、加盟都市相互の緊密な連携を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、世界恒久平和の実現に寄与することを目的とした会議であり、ほぼ全国の自治体が加盟をしております。当市も引き続き、平和首長会議に加盟し、加盟自治体との連携を図りながら、平和な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、平和事業についてでございますが、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に引き継いでいくことは大変重要であると認識をしております。本市におきましては、平成6年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を宣言しました他、毎年8月に市立図書館において、戦争・平和をテーマとした特設コーナーを設け、市民の平和意識の普及啓発を図っております。今後におきましても、普及啓発等を推進し、市民の平和意識の醸成に努めてまいります。

続きまして、役職の就き方についてでございます。

私の会長等への就任予定の外郭団体は、市関連団体が22、県関連団体が4、合計26団体でございます。

市関連団体につきましては、前市長が会長等の役職に就任していた団体等につきましては、残任期間につきまして、私が引き続き会長等をお受けすることとなりました。残任期間の後には、各団体に関わる市民の皆様方のなお一層の活動の促進や円滑なる組織運営を図るため、専門的な経験や知識を有する市民の方々の活動の場として、その経験等を十分生かしていただけるよう、会長等につきましては、適任者を選出していただければと思っております。その上で、市といたしましては、それぞれの団体の運営全般をサポートしてまいる考えでおります。

また、県関連団体につきましては、前市長が会長等に就任されていた団体につきましては、私が引き続き会長等を引き受ける団体と会長等でなくなった団体、それから、昨年度末解散となった団体等が混在をしております。これは会長等を構成する市町村首長で輪番としている場合や、役員会において県担当課や構成する市町村首長との協議の上、選出する場合があるためでございます。

県関連団体につきましては、県や関係市町村との連携を図り、円滑なる市政運営、さらには国、県政への要望にもつながりますことから、各種役員就任は大変重要なことと考えております。

続きまして、東海第二原発再稼働問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、再稼働問題について3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の運転差止め判決をどのように受け止めているかについてでございますが、本件につきましては、司法上の判断として受け止めておりますけれども、市は当事者ではないことから、答弁は控えさせていただきます。

次に、2点目の市民の意見集約についてでございますが、再稼働の可否につきましては、市内の幅広い分野の方々から意見をお聞きした上で、私が判断をしてまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発の運転延長、再稼働に反対することについてでございます。

東海第二原子力発電所につきましては、発電用原子炉施設でありますことから、国の原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針により、発電所からおおむね半径30キロの範囲内にある自治体は、国の防災基本計画等に基づき、万が一の原子力災害に備え、市民の安全と安心を確保するために広域避難計画を策定することとされ、本市におきましては、平成30年1月に策定したところでございます。

また、再稼働の可否の判断に当たりましては、日本原電側からの事前説明や協議会といった協定に基づくプロセスを踏み、日本原電による地域住民への丁寧な説明、広域避難計画の実効性の確保をはじめ、様々な課題を解決した上で、議会及び市民の意見を聴取し、それらを総合的に判断して行うべきものであると考えております。

次に、広域避難計画についてでございます。

この広域避難計画は、市民の安全確保のためには必要不可欠なものであり、その計画の実効性を高めることは、行政としての責務であると考えております。

実効性のある避難計画とはどのような計画なのかということでございますが、これまで、平成31年に初めて住民参加の広域避難計画を実施するとともに、平成元年には、市内3,000世帯を対象として、原子力災害時の避難等に関するアンケートを実施し、それぞれの結果の検証並びに課題の抽出を進めておまして、これらを実施計画に反映させ、より実効性のある広域避難計画とすることにより、市民の安全と安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、学校給食費の無償化についての2点のご質問についてお答えいたします。

まず、学校給食に対する思いや考え方についてでございますが、学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達や健康の増進を図るため、必要不可欠なものと認識をしております。また、準備や後片づけなどを通し、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけることができるなど、大変重要であると認識をしております。さらに、給食における地場産品の活用や郷土食や行事食の提供は、地域の文化や伝統に対する理解や関心を深め、郷土愛を育むなど、高い教育効果があるものと認識をしております。

次に、学校給食費の無償化についてでございますが、学校給食における給食費は、子育て世代に対する経済的負担の軽減を目的に、これまで平成25年4月から市立幼稚園児の第三子以降の園児の給食費無償化や、第二子までの給食費の2分の1軽減、市立小中学校児童生徒の給食費の2分の1軽減を実施し、令和2年4月からは国の制度化に先行し、市立幼稚園児並びに認定こども園、これはうぐいすとのぞみでございますけれども、市内在住園児の給食費を無償としてきたところでございます。

給食費につきましては、自分で食するものについては、基本的には受益者負担の原則を踏まえつつ、今後も子育て世代の経済的負担を軽減する措置を継続することとし、現時点で無償化の考えはございません。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、市独自で医療機関など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについてのご質問にお答えをいたします。

茨城県では、感染拡大市町村など感染者が多数発生している市町村において、入所系福祉施設の職員の方に対し、クラスター発生の可能性を低減するため、幅広い範囲を柔軟かつ迅速に検査を行う仕組みが整っているところでございます。一方で、当市内の医療従事者につきましては、新型コロナワクチンの2回目の接種が既に完了しており、高齢者施設は6月24日に従事する職員への接種が完了する予定となっております。

このように、新型コロナウイルス感染症対策をめぐる環境も、徐々にではありますが変化している状況でございます。ご質問の集団感染のリスクが高い施設に勤務する職員等に限定しての定期的な検査につきましては、現状において実施の考えはございませんが、引き続き、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 ワクチン接種推進室長。

〔加瀬智明ワクチン接種推進室長 登壇〕

○加瀬智明ワクチン接種推進室長 ワクチン接種の状況、予約方法、今後のスケジュール、周知についてのご質問にお答えをいたします。

まず、高齢者のワクチン接種の予約状況につきましては、クーポン券を発送いたしました1万8,945名のうち、6月10日までに9,013名、約47%の予約を受け付けている状況でございます。接種率でございますが、6月9日現在で3,780名が1回目の接種を終了し、全体の約20%の接種率となっております。

続きまして、今後のスケジュール、予約方法、周知方法についてお答えをいたします。

まず、高齢者の後の64歳以下の接種につきましては、基礎疾患がある方など、国が位置づけております優先接種順位の方や当市独自に優先接種の位置づけといたしました子育て世代への予約を行いまして、その後、59歳以下の方へと移行をしてまいります。

また、今後は若い世代に移っていくため、大部分がインターネット、LINEでの予約になると考えられますことから、インターネットと電話の予約枠を現在の5対5から、先ほどもご答弁をいたしました、例えばインターネット、LINEを8割、電話を2割など、見直しを図るとともに、状況に応じて、これらの割合も見直しを図ってまいりたいと考えております。コールセンターの電話回線につきましても、見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

次に、周知の方法でございますが、これまで同様に、お知らせ版号外やホームページ、LINE、防災無線等により、ワクチン接種に係る関連情報を周知してまいりたいと考えております。

市民の方が安心して接種を受けることができるよう、正確な情報を迅速に提供してまいります。

○川又照雄議長 商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

○中野亘商工観光部長 大項目４番、新型コロナウイルス感染症対策について、（３）市民の暮らし、営業を守ることにについてのご質問の２点について、お答えをいたします。

まず、営業時間短縮要請に係る協力金の対象事業者への周知についてのご質問にお答えいたします。

県独自の緊急事態宣言及び感染拡大市町村の指定により、１月１３日から２月２２日までの４１日間及び５月１３日から６月２日までの２１日間において、市内全ての飲食店に対し、午後８時以降の営業自粛と酒類の提供は午後７時までとする営業時間短縮要請が出され、県から要請に従った飲食店に対する営業時間短縮要請協力金の支給を行っております。

この協力金について、市としましても、市の広報誌やホームページ掲載、防災無線による周知に加え、商工会を通して、商工会会員への案内文書を送付いたしました他、対象店舗への個別訪問による周知を行っております。

また、５月１４日には、市内飲食店、スナック、カラオケ店の営業時間短縮要請対象店舗９８店に対して、県職員２名、市職員２０名、商工会職員４名によるキャラバン隊を編成いたしまして、感染防止対策の徹底と営業時間短縮要請についての巡回周知を行っております。

協力金の県への申請に当たりましては、市役所及び商工会窓口において、事業者からの相談対応など、申請をサポートするよう丁寧な対応を行っているところでございます。

次に、②飲食店に付随する事業所への市独自の支援策についてのご質問にお答えいたします。

県におきまして、営業時間短縮要請及び外出自粛要請の影響を受け、今年１月または２月の売上げが前年または前々年同月比で５０％以上減少した事業者に対し、営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金として１事業者当たり一律２０万円の支給を行っております。

対象となる事業者の例としては、飲食料品卸売業者や土産物店、ホテル、旅館、バス、タクシー、運転代行、理容・美容店、マッサージ店等が挙げられております。

本市におきましては、今議会の補正予算におきまして、県の営業時間短縮要請と関連事業者支援一時金の対象とならない本年１月または２月の売上げが前年または前々年同月比で２０％から５０％未満の減少となっている事業者に対し、１事業者当たり一律１０万円を支給するための予算を計上させていただきました。

本一時金につきましても、支援を必要とする市内事業者に利用いただけるよう周知を徹底してまいりますとともに、今後の支援につきましても、刻々と変化いたします事態や今後の国、県の動向を十分注視しながら、市内事業者への必要な支援が図られるよう努めてまいります。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 生理の貧困解消についての学校トイレに生理用品を設置することについてのご質問にお答えいたします。

市内小中学校におきましては、全ての学校で保健室に生理用品を置き、必要に応じて養護教諭が児童生徒に直接手渡しで配布しているものでございます。直接手渡すということによりまして、児童生徒との会話を通じて小さな変化に気づき、適切なアドバイスをしたり、体調を確認でき、発達段階にある小中学生には大変有効であると考えてございます。

また、コロナ禍の現状におきましては、多数の人が利用するトイレ内に生理用品を置くことは、多くの人が触れるなど、衛生面から好ましくはないと考えているところでございます。

これらの点を考慮し、当面は保健室に置くことを継続し、現場の養護教諭との意見交換をしながら、状況を注視してまいります。

○川又照雄議長 答弁は終わりました。宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） まず、1点目の市長の政治姿勢についてですけれども、私は、憲法問題も先ほど取り上げましたけれども、やはり憲法を暮らしの中に生かすと、そして、所信表明で述べられていますように、これまでの豊富な経験、新たな視点で市政運営を行っていただきたいと。やはり市民の目線で、市民の立場でというようなことも所信表明の中にはありましたけれども、今、新しい市長を迎えて、市民も期待しているところであると思いますので、よろしくお願いしたいと、このように思います。

原発の再稼働問題についてです。今回、水戸地裁の判決を受けた内容を中心に伺いましたけれども、この水戸地裁の判決、膨大な判決資料がありますけれども、その中で特に新聞などに挙げられていたのは、避難計画についてです。

この避難計画、94万人が安全に避難できるというようなことについては、これは程遠いと、不可能だと、そういうところも含めて運転差止めの判決を下したわけですが、そういう中で、私は、これまでも取り上げてきましたけれども、東海第二原発、稼働して40年ですが、この福島原発以後、10年になりますね、動かしていないと。これは原発の技術者なども言っておりますけれども、動かしていなかったものを安全基準に合格したといって動かすのは、非常に危険なことであると、こういうことも指摘されております。

とにかく、あの原発周辺には94万人の人たちが暮らしているわけですから、私は、もう今に至っても安全な避難計画は作れないと、どうしようもないと。日立やひたちなか、水戸市など、人口の本当に規模の大きいところでは困っているわけですね。ですから、避難計画でそういう能力、また、財源を使うのではなく、私はやっぱり危険な原発は動かさないと、廃炉にしていく、このことこそが本当の市民の命、暮らし、自然を守ることになると。

やはり幾ら避難がもしできたとしても、福島原発事故を見ても、もう10年もたっても、自分のうちに戻れないと、こういう方がたくさんいるわけです、自然は汚されると。

そういうことで、ぜひ今後、6市村の首長会議に出席されるということになりまして、やはり宮田市長のこの時代に再稼働の可否は求められてくると思いますので、もうこれまでも様々な世論調査の中でも、六、七割の方は再稼働はするなと、こういう意思表示をしておりますので、そういった声を非常に重視し、また、水戸地裁の判決を重く受け止めて、ぜひ再稼働中止のため

に、私はお働きをいただきたいと、このように思うわけですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 ただいまのご質問にお答えいたします。

私は、まだ現場を見ておりません。それから、6市村の首長会議にも参加をしておりません。先ほどお答え申し上げましたとおり、判断については市民の意見を伺い、私が適切に判断をしてまいりたいと思っております。

現在のところはそこまでの状況でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） PCR検査について伺いたと思います。

先ほどもお話ししましたが、5月31日から6月18日までの期間、取り組まれておりまして、今日、明日、あさってとあるわけですが、そういう中で当初600人というようなことで予算措置もされておりますけれども、この検査が非常に少ないという結果が出ております。

私もこのPCR検査を行うということで、こういうことを市民の方にお知らせしましたらば、今さらというようなこともありましたけれども、例えば結婚式、お葬式とか、いろいろ人の集まるところに出る機会ができたときには責任もあるのでPCR検査を受けるけれども、2,000円というのは、非常にその検査費用は1万7,500円、事務費も含めてですから、2,000円というのは大きく公費負担がされているというようには思いますけれども、でも、市民の立場からすると2,000円というのは大変だと。

これは無料のところもありますし、日立市は3,000円というところもありますけれども、このPCR検査はやはり無症状感染者、これをしっかり保護していくことも大事ですし、太田でクラスターなど発生してないというようなことでも、ここ1人2人と、毎回、感染者が報告されておりますけれども、1回検査をしたからこれでいいということではなくて、やはり1週間に1回というようなことで頻繁にきちんとしていくことが大事なわけですし、そういう意味でも、これまで2,000円で受けた方はおりますけれども、また新たに、もう少し市民の方が検査しやすい方法を検討していただきたいと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ただいまのPCR検査に関するご質問にお答えします。

今回、検査を受けられる方に、費用約1万8,000円のうち、2,000円の自己負担をいただいているところでございますが、これは受益者負担の原則に基づきまして、負担の公平性を保つためには一定程度のご負担はやむを得ないものと考えておるところでございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 1万7,500円、五、六千円で検査もできるよと、いろいろありますけれども、検査の正確さもあると思いますけれども、東京などでは、もっと簡易にでき、もう少し低価格で受けられると、そういう方法も取られておりますけれども、今後、この事業を、例

えば進めていくときにどの方法を取るのかと、そういうことについて、まず、お考えになっていれば伺いたいと思います。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えします。

現状におきましては、今後、感染が拡大したときに検査する方法としては、現状実施している方法を継続して実施してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） もう2分ですので、最後に生理の貧困について伺いたいと思いますけれども、今、全国的にトイレに整備をと、こういうことで取り組まれております。トイレには不衛生だということなども確かに心配はされるかもしれませんが、これについては、きちんと指導をしていけば、そういうことは解決できるのではないかと思います。

それで、なぜ今、大事なのかということで、やはり女性が……。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。あと1分でございます。

○18番（宇野隆子議員） 女性、また、子どもたちにとっても日常のことである生理の問題ですけれども、やはり今、私が申しましたように、この問題というのはこれまでタブー視されてきたという側面もありますが、今、貧困の中で本当に重要な問題になっていると。

子どもたちの命を育む生理について、やはり衛生的にきちんと行われるようにしていかなければならないと、そういう中で、ナプキンが買えないという状況が非常にあるんです。ですから、そういうことをしっかり……。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。持ち時間は終了いたしました。

○18番（宇野隆子議員） ご理解いただいて、検討いただきたいと。また、すみません。子どもたちが集まる生涯学習センター、図書館などへの設置もお考えいただきたいと。

○川又照雄議長 終了してください。

○18番（宇野隆子議員） 答弁は、やっぱり時間が過ぎましたから駄目ですね。

○川又照雄議長 そうです。

○18番（宇野隆子議員） 分かりました。

○川又照雄議長 よろしく申し上げます。

○18番（宇野隆子議員） さらによろしく願いいたします、検討のほど。